

必ずお読みください

〒963-8862
郡山市菜根5丁目9-16
柳沼ビルⅡ号棟

(財) 福島県サッカー協会

加盟登録手続きについて

TEL 024-991-5898
FAX 024-921-4774

〈公式試合（地区予選を含む）に出場する選手は登録された選手に限られます〉

1・配布物

- 2011年度チーム確認カード（1年間使用します大切に保管下さい）
 - (a) 加盟登録手続きについて（A4版両面） 1枚・（本紙）
 - (b) 事務局へのFAX連絡票（2011年度用）（A4片面） 1枚

2・入力について

(1) 入力の際には、**JFAnews 2月号**の説明文書を十分に読んで入力して下さい。
Web上のデータは2010年12月31日までの登録状況が反映されています。

- ①自チームへの新規登録者は
 - ア) 選手番号がわかる場合
確認のうえ「選手番号」を入力する。
選手番号を入力し『番号をもとに情報を検索』ボタンをクリックすると
フリガナ 氏名 生年月日が表示されます。
 - イ) 選手番号がわからないとき
フリガナ 氏名 生年月日を全て入力し『選手番号を検索』ボタンをクリックすると
【選手検索結果一覧画面】に結果が表示されます。
該当する選手か《該当選手がない場合または日本サッカー協会に初めて登録する場合は
この行を選択》を選択して『選択する』をクリックする。
※ア)、イ) いずれかの操作をしないと他の情報が入力できません。
- ②本年度日本協会に初めて登録する選手は①イ) の操作で《該当選手がない場合または日
本サッカー協会に初めて登録する場合はこの行を選択》を選択して『選択する』をクリッ
クする。（選手登録番号欄は空欄）
- ③選手の登録内容は『情報変更』をクリックすると修正できるようになります。
選手番号の取り直しを希望する場合は備考欄に『選手番号取り直し希望』と入力する。
- ④本年度の最初の申請が【承認】されませんと、追加、抹消等の処理はできません。
- ⑤登録申請・全体内容確認画面は【印刷】し保管してください。画面ID1.1.12
- ⑥申請完了画面は必ず【印刷】し保管してください、《重要なデータです》画面ID1.1.13

3・登録期限

- ①2月15日より2011年度登録申請可能です。
- ②3月6日までに財団法人福島県サッカー協会承認になると3月9日に第1回監督証・選
手証が発行されます。（4月に公式戦のあるチームは早めの手続きをお願いします）

4・選手証の保管

※県大会において、試合ごとに選手証のチェックを実施します。写真を貼付ください。

- ①選手には配布しないでチームで保管ください。
選手証が張り付けてある台紙にも同一データが印字されています。選手にはこちらをお渡
しください。
- ②卒業時又は、チーム移籍の場合には説明し、本人にお渡し下さい。

5・登録負担金

種別	細目	団体登録費	個人登録費
第1種		40,000	3,000
第2種		35,000	2,000
第3種		25,000	1,500
第4種		25,000	1,500
女子	第1種相当	40,000	3,000
	第2種相当	25,000	2,000
	第3種相当	25,000	1,500
	第4種相当	25,000	1,500
シニア		40,000	2,500

6・登録承認から選手証発行までの手続き

- ① Web上で登録申請
<http://www.jfa.jp/jfatop/kickoff.html> チーム/選手より

- ② 団体登録費・個人登録費の振込口座、

- ・金融機関・・・「東邦銀行 葉根支店」 トウホウギンコウ サイオン シン
- ・口座名・・・財団法人 福島県サッカー協会 会長 櫻岡 祐一
- ・口座番号・・・普通預金 「523795」

*** 振込人名はチーム名**

*** ATM振込可**

振り込み金額

5の登録負担金の表から算出した金額を振り込みください。

振込手数料は振込人様の負担とさせていただきます。

下記の方を監督として登録する場合は、団体登録費から2,000円差し引いた金額を振り込み下さい。

指導者登録番号があり、2011年1月末時点で指導者登録が完了されている方。

・2010年2月28日～2011年1月28日までに、指導者登録料の自動式落しが完了されている方。

・2010年3月1日～2011年1月1日に新規に指導者ライセンスを交付された方。

- ③ 登録関係書式1を(財)福島県サッカー協会へFAX。
『事務局へのFAX連絡票』に所定事項記入し振込明細書を貼付してFAX。

*** この『事務局へのFAX連絡票』が(財)福島県サッカー協会事務局に届かない場合は、選手証は発行されません。速やかにFAXしてください。**

FAX 024-921-4774

- ④ (財)福島県サッカー協会承認後、(財)日本サッカー協会より選手証の発行となります。

- ⑤ 移籍についても「個人登録費」が必要です。

7・選手証再発行について

- a 申請料 1件につき1,000円

8・選手情報変更による選手証発行について

- a 申請料 1件につき1,000円

9・チーム確認カード再発行について《申請書が必要》

- a 申請料 1件につき1,000円

10・ユニフォームの広告について《申請書が必要》

- a 申請料 1カ所1ロゴにつき10,500円

- b 有効期間 (財)日本サッカー協会理事会の承認日から当該年度の終了日

11・ユニフォームについて

ユニフォームの作成は(財)福島県サッカー協会事務局に必ずお問い合わせください。

12・クラブ申請について《申請書が必要》

異なる種別のチームで構成される統一的な運営組織を持っているクラブは認可の対象となります。申請を希望するチームは各地区登録担当者または(財)福島県サッカー協会事務局にお問い合わせください。

13・外国籍選手について

2007年度からは、選手登録番号がある選手でも、書類提出の必要のなかったチームから書類提出が必要なチームへ移籍した場合、書類の提出が必要になります。

外国籍選手は一度外国籍選手登録申請書または国際移籍選手登録申請書の提出が必要になります。

14・申請書については(財)福島県サッカー協会までご請求下さい。

(財)日本サッカー協会、(財)福島県サッカー協会のホームページからもダウンロードできます。

15・チーム連絡先について

すべての配布物は【チーム連絡先】に届きますので、チームで実際の運営責任者にしてください。

(財) 日本サッカー協会ホームページアドレス

<http://www.jfa.or.jp>

(財) 福島県サッカー協会ホームページアドレス

<http://www.fukushima-fa.com>